

昭和二十七年法律第九十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。

第三条 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定に基づいて支給する。

第四条 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。

第五条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

第六条 在外職員（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

第七条 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

第八条 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

第九条 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間（当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。）に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下この項並びに第十二条の第三項及び第七項において「一括支給期間」という。）の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合、家賃前払期間

二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合、次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

第十条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務に責任に応じて能率を充分發揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

第十一条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

第十二条 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

第十三条 住居手当は、在外職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。）が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

第十四条 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

第十五条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育を

他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八歳未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校（外務省令で定める学校を除く。）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

第十六条 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員（以下「館長代理」という。）に支給する。

第十七条 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

第十八条 研修員手当は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者（以下「在外研修員」という。）に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。（調査報告書）

第十九条 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤手当の額の検討のために必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

第二十条 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に提示しなければならない。

第二十一条 在勤手当の額の改訂

第二十二条 審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

第二十三条 在勤手当の額の改訂又は設定

第二十四条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十條第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくはは研修員手当の額を改訂する必要があるときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができ

第二十五条 戦争等による特別事態の際の在勤手当

第二十六条 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員（休暇帰国のため在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）を離れている在外職員を除く。）に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額」とあるのは、「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額（館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、第十八条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは、「第九条の二第二項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

第二十七条 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当（その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当（当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当）を支給する。

第二十八条 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員については、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないうちを有する事情があるとき外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払つた期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のとおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

第二十九条 第一項の指定に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第三十条 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

第三十一条 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間（当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。）に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下この項並びに第十二条の第三項及び第七項において「一括支給期間」という。）の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合、家賃前払期間

二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合、次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

第三十二条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務に責任に応じて能率を充分發揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

第三十三条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

第三十四条 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

第三十五条 住居手当は、在外職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。）が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

第三十六条 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

第三十七条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育を

他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八歳未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校（外務省令で定める学校を除く。）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

第三十八条 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員（以下「館長代理」という。）に支給する。

第三十九条 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

第四十条 研修員手当は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者（以下「在外研修員」という。）に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。（調査報告書）

第四十一条 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤手当の額の検討のために必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

第四十二条 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に提示しなければならない。

第四十三条 在勤手当の額の改訂

第四十四条 審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

第四十五条 在勤手当の額の改訂又は設定

第四十六条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十條第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくはは研修員手当の額を改訂する必要があるときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができ

第四十七条 戦争等による特別事態の際の在勤手当

第四十八条 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員（休暇帰国のため在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）を離れている在外職員を除く。）に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額」とあるのは、「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額（館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、第十八条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは、「第九条の二第二項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

第四十九条 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当（その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当（当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当）を支給する。

第五十条 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員については、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないうちを有する事情があるとき外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払つた期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のとおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

第五十一条 第一項の指定に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第五十二条 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

第五十三条 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間（当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。）に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下この項並びに第十二条の第三項及び第七項において「一括支給期間」という。）の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合、家賃前払期間

二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合、次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

(在勤基本手当の支給額)  
第十条 在勤基本手当の月額、別表第二に定める基準額(第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴つて設定された基準額を含む。)の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額とする。

2 前項に規定する月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
3 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一條 (在勤基本手当の支給期間)

第一条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)を支給する。  
2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。  
4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。  
5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

第十二條 (住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員

に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。) 限度額の百分の八十に相当する額

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)  
ロ 子(主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。)

二 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第九条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの

限度額の百分の百十に相当する額(配偶者等を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)  
3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。  
(住居手当の支給期間等)

第十二條の二 (住居手当)

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。  
3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き

配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。  
5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

第十三條 (配偶者手当の支給額)

第十三条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現在在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額の百分の二十に相当する額とする。

第十四條 (配偶者手当の支給期間)

第十四条 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員が在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日)から、当該在外職員が在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。  
2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。  
(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第十五條 (子女教育手当の支給額)

第十五条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。  
(子女教育手当の支給額)  
第十五條の二 子女教育手当の月額、年少子女一人につき八千円とする。

2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が

返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超える場合に限る。) 一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額

第十三條 (配偶者手当の支給額)

第十三条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現在在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額の百分の二十に相当する額とする。

第十四條 (配偶者手当の支給期間)

第十四条 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員が在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日)から、当該在外職員が在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。  
2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。  
(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第十五條 (子女教育手当の支給額)

第十五条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。  
(子女教育手当の支給額)  
第十五條の二 子女教育手当の月額、年少子女一人につき八千円とする。

2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が

指定する地（以下この項及び第五項において「指定地」という。）に所在する在外公館に勤務する在外職員員の年少子女（六歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員員に支給する子女教育手当の月額を、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。

- 一 在外職員員の年少子女が当該在外職員員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちの額
  - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費用に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外職員員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額
  - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
- 二 在外職員員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちの最も少ない額
  - イ 前号イに規定する額
  - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として外務大臣が標準的であると認定する額
- ハ 前号ロに規定する額

在外職員員の勤務する在外公館の所在する地であつて、当該在外職員員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員員の年少子女が当該在外公館の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員員に支給する子女教育手当の月額を、第一項の規定にかかわ

らず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいづれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

- 一 在外職員員の勤務する在外公館の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
- 二 前項第一号ロに規定する額

4 前二項の場合において、在外職員員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（外務大臣が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当しないときは、加算される額は、十五万円を限度とする。

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員員の年少子女（六歳未満の年少子女、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、四万三千元を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

**第十五条の三** 子女教育手当は、在外職員員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員員の年少子女が当該在外職員員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあっては、年少子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。）にあつては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた

場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員員の年少子女が当該在外職員員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員員に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける在外職員員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

**第十六条** 館長代理手当の支給額は、館長代理手当を受ける在外職員員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の十に相当する額とする。ただし、その額と当該在外職員員の現に受ける在勤基本手当の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤基本手当の支給額を超えることができない。

**第十七条** 館長代理手当は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなくなつた日まで支給する。ただし、当該代理期間が六十日未満のときは、この限りでない。

（特殊語学手当）

**第十八条** 特殊語学手当は、政令で定めるところにより、在外職員員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の二十をこえない範囲内において政令で定める額を支給する。

（研修員手当の支給額）

**第十九条** 研修員手当の月額を、号の別によつて別表第三に定める額とする。

- 2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修員手当の支給期間）

**第二十条** 研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日又は在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため、在勤地

を出発する日（同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日）の前日まで、支給する。

- 2 在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。

（給与の端数計算）

**第二十一条** 本邦通貨をもつて定められた在外職員員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもつて定められた在外職員員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

（罰則）

**第二十二条** この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（国外犯罪）

**第二十三条** 前条の規定は、国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

**附則 抄**

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
- 3 日本政府在外事務所に置かれる職員員の給与に關しこの法律を適用する場合には、当該職員員を、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の規定により当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員員とみなす。

**附則（昭和二十七年六月一三法律第一九〇号）抄**

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附則（昭和二十七年二月二五法律第三二四号）抄**

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第八条、第二十二條及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

**附則（昭和二十七年二月二六法律第三三三三号）**

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

左に掲げる政令は、廃止する。



この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリア連邦及び在コンゴ（レオポルドヴィル）の各大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二八日法律第四号）抄  
この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。

附則（昭和四五年二月二日法律第一二六号）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本国大使館、在リオ・デ・ジャネイロ及び在レニングラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち在インドネシア及び在パキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附則（昭和四六年三月二七日法律第八号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

1 在ミュンヘン日本国総領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三号）附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百六号）附則第一項ただし書に規定する各日本国大使館及び各日本国総領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの、政令で定める日

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ（キンシャサ）の各日本国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サンフランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分 昭和四十六年四月一日

2 改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

附則（昭和四七年六月一九日法律第七五号）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バングラデシュ、在プータン、在モンゴル、在トンガ、在ナウル、在西サモア、在フィジー、在アラブ首長国連邦、在オマーン、在カタール、在バハレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、在ブリスベン及び在イスタンブールの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。

2 改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

3 昭和四十七年三月三十一日において現に在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別表第二による在勤基本手当の支給額を一アメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦通貨の額（以下「旧在勤基本手当額」という。）が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。

4 在ダッカ日本国総領事館並びに在ブリスベン及び在イスタンブールの各日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。

Table with 3 columns: 在外公館の名称, 在ダッカ日本国総領事館, 在ブリスベン日本国領事館, 在イスタンブール日本国領事館. Rows for 別表第三 領事官, 又 領事館の 館長.

Table with 4 columns: 在外公館の名称, 在ダッカ日本国総領事館, 在ブリスベン日本国領事館, 在イスタンブール日本国領事館. Rows for 1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号, 10号, 11号.

Table with 4 columns: 在外公館の名称, 在ダッカ日本国総領事館, 在ブリスベン日本国領事館, 在イスタンブール日本国領事館. Rows for 1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号.

附則（昭和四八年六月二日法律第三二号）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アトランタ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改正規定は昭和四十八年七月一日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定（在中華人民共和国日本国大使館に関する部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。

3 昭和四十八年七月一日に本邦以外の地にある改正後の第十五条の三第一項に規定する年少子女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。

4 前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な経過措置は、外務省令で定める。  
附則（昭和四九年五月二七日法律第五九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十條第一項、第十二條第一項、第二十條の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。  
附則（昭和五〇年六月一〇日法律第三六号）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。  
附則（昭和五〇年二月一九日法律第三八六号）  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月五日法律第六〇号）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジユン・パンダン及び在ホラムシヤハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。  
附則（昭和五一年一月六日法律第八二号）  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年六月一七日法律第七二号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及び在セシエルの各日本国大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館

に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条及び第十五条の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則（昭和五十二年四月一日から適用する。）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コモロ及び在ジブチの各日本国大使館並びに在カンザス・シティ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十四年一月二二日法律第七一七号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ドミニカ、在ソロン及び在トウヴァルの各日本国大使館並びに在広州、在ボストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附則（昭和五十五年三月三十一日法律第一五五号）

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二日法律第三二二号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則（昭和五十七年三月三十一日法律第一一五号）

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバ

ニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一五五号）

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンティグア・バーブーダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジツダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジェツダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）抄

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五十九年三月三十一日法律第九七号）

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィーの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一三日法律第二三九号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二二日法律第九七号）抄

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二二日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

附則（昭和六一年四月三〇日法律第三九号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第六六号）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月二七日法律第三五号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附則（平成元年三月三十一日法律第八〇号）

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二年三月三十一日法律第八五号）

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エデンパラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則（平成三年三月三〇日法律第五〇号）抄

この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マイアミ及び在ストラスプールの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成三年二月二四日法律第一〇二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の二を第十九条の四とする改正規定、第十九条の三の次に一項を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項

までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成四年三月三十一日法律第三三〇号）抄

この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及びウィニペグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成五年三月三十一日法律第二二〇号）

この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月一五日法律第三三三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年七月一日法律第八三〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成七年三月二三日法律第三三三号）

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日法律第一〇〇号）抄

この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大

使館並びに在濟州日本国総領事館に関する部分  
は、政令で定める日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日法律第二十九号）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分、別表第一の三、領事館の表を削る改正規定、別表第一の四、政府代表部の表を削る改正規定、別表第一の三、政府代表部の表とする改正規定並びに別表第二の四、政府代表部の表を削る改正規定並びに別表第二の三、領事館の表を削る改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成九年六月四日法律第六十六号）抄

（施行期日等）  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年二月一〇日法律第一二二号）抄

（施行期日等）  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（同じ。）の下に「、ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。、給与法第十九条の第二項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定、平成十年一月一日

この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在デンヴ

ア日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

ア日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二一年三月三十一日法律第六十六号）抄

この法律は、平成二一年四月一日から施行する。ただし、「ボン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日等）  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定、公布の日

附則（平成二二年三月三十一日法律第三二二号）抄

この法律は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日法律第一五五号）抄

この法律は、平成二三年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年三月三十一日法律第七七号）抄

この法律は、平成二四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年三月三十一日法律第四四号）抄

この法律は、平成二五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ日本国総領事館に関する部分及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ日本国総領事館に関する部分及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二六年三月三十一日法律第六十六号）抄

この法律は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマテイ」を「アスタナ」に改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分、政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年一〇月二八日法律第一三六号）抄

（施行期日等）  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月三十一日法律第一一〇号）抄

この法律は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一二二号）抄

この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二二日法律第三三三号）抄

（施行期日等）  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二二日法律第三三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二二日法律第三三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
平成二十年三月三十一日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第五項の規定を適用することとなる者（以下「旧法下の年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、新法第十五条の第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五条の第二項又は第三項の規定を適用することとなるならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五条の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下の年少子女が同日に所属する学年の開学日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

附則（平成二二年三月三十一日法律第七七号）抄

（施行期日等）  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第七七号）抄

（経過措置）  
平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいづれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六条第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下の年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

附則（平成二二年三月三十一日法律第七七号）抄

この法律は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レジフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四四号）抄

この法律は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レジフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四四号）抄

この法律は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レジフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四四号）抄

この法律は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レジフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二十二年四月二七日法律第二二号）**  
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。  
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）別表第二の規定は平成二十二年四月一日から、新法第十五条の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。

**附 則（平成二十四年九月五日法律第七〇号）**  
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。  
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

**附 則（平成二五年六月一日法律第四二二号）**  
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。  
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二五年四月一日から適用する。

**附 則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）**  
 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

**附 則（令和三年三月三十一日法律第六号）**  
 この法律は、令和三年三月三十一日法律第六号の法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

**附 則（令和三年三月三十一日法律第六号）**  
 この法律は、令和三年三月三十一日法律第六号の法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二七年四月二二日法律第一三三号）**  
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。  
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定（二） 総領事館の表中南米の項中に在ハンブルク日本国総領事館に属する部分及び同表欧州の項中に在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の日の前日までの間に於ける同表別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「ブルリア」とする。

**附 則（平成二八年三月三〇日法律第一〇〇号）**  
 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二九年三月三十一日法律第七号）**  
 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

**附 則（平成三〇年三月三十一日法律第二号）**  
 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

別表第一 在外公館の名称及び位置（第一条関係）	大使館	名称	位置
	地域	国名	地名
ア	在インド日本国大使館	インド	ニューデリー
イ	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ
ロ	在カンボジア日本国大使館	カンボジア	プノンペン

州 大 洋	在シンガポール日本国大使館	在スリランカ日本国大使館	在タイ日本国大使館	在中華人民共和国日本国大使館	在ネパール日本国大使館	在パキスタン日本国大使館	在バングラデシュ日本国大使館	在東ティモール日本国大使館	在フィリピン日本国大使館	在ブータン日本国大使館	在ブルネイ日本国大使館	在ベトナム日本国大使館	在マレーシア日本国大使館	在ミャンマー日本国大使館	在モルデイブ日本国大使館	在モンゴル日本国大使館	在ラオス日本国大使館	在オーストラリア日本国大使館	在キリバス日本国大使館	在クック島日本国大使館	在サモア日本国大使館	在ソロモン日本国大使館
	シンガポール	スリランカ	バンコク	北京	カトマンズ	イスラマブード	ダッカ	ディレイ	マニラ	ティンブ	スリガ	ハノイ	クアララ	ヤンゴン	マレ	ウランバ	ビエンチ	キャン	タラワ	アラバ	アピア	ホニアラ

北 米	在アメリカ合衆国日本国大使館	在カナダ日本国大使館	中 南 米	在アルゼンチン日本国大使館	在アンティグア・バブダ日本国大使館	在ウルグアイ日本国大使館	在エクアドル日本国大使館	在エルサルバドル日本国大使館	在ガイアナ日本国大使館	在キューバ日本国大使館	在グアテマラ日本国大使館	在グレナダ日本国大使館	北 米	在ツバル日本国大使館	在トンガ日本国大使館	在ナウル日本国大使館	在ニウエ日本国大使館	在ニューージーランド日本国大使館	在バヌアツ日本国大使館	在パプアニューギニア日本国大使館	在パラオ日本国大使館	在フィジー日本国大使館	在マーシャル日本国大使館	在ミクロネシア日本国大使館
	ワシントン	オタワ		ブエノス	セントジ	モンテビ	キト	サンサル	ジョージ	ハバナ	グアテマ	セントジ		ツバル	トンガ	ナウル	アロファイ	ウェリン	ポートビ	ポートモ	コロール	スバ	マジュロ	ソニア



在コスタリカ日本国大使館	在ドミニカ共和国日本国大使館	在トリニダード・トバゴ日本国大使館	在ニカラガア日本国大使館	在ハイチ日本国大使館	在バハマ日本国大使館	在パラグアイ日本国大使館	在バルパドス日本国大使館	在ブラジル日本国大使館	在ベネズエラ日本国大使館	在ペリリーズ日本国大使館	在ベルー日本国大使館
コスタリカ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラガア	ハイチ	バハマ	パラグアイ	バルパドス	ブラジル	ベネズエラ	ペリリーズ	ベルー
サンホセ	サンクトドミンゴ	ポートオブスペイン	マナグア	ポルトプラタナ	ナッソー	アスンシオン	ブリッジタウン	ブラジリア	カラカス	ベルモバ	リマ

欧州

在ボリビア日本国大使館	在ホンジュラス日本国大使館	在メキシコ日本国大使館	在アイスランド日本国大使館	在アイルランド日本国大使館	在アゼルバイジャン日本国大使館	在アルバニア日本国大使館	在アルメニア日本国大使館	在アンドラ日本国大使館	在イタリア日本国大使館	在ウクライナ日本国大使館	在ウズベキスタン日本国大使館	在英国日本国大使館	在エストニア日本国大使館	在オーストリア日本国大使館	在オランダ日本国大使館	在オースタ日本国大使館	在カザフスタン日本国大使館	在北マケドニア日本国大使館	在キプロス日本国大使館	在ギリシャ日本国大使館	在キルギス日本国大使館	在クロアチア日本国大使館	在コンボ日本国大使館
ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	アンドラ	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	オースタ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス	ギリシャ	キルギス	クロアチア	コンボ
ラパス	テグシガ	メキシコ	レイキヤ	ダブリン	バイバク	ティラナ	エレバン	アンドラ	ローマ	キエフ	タシケン	ロンドン	タリン	ウィーン	ハーグ	タスル	タスル	ニコシア	アテネ	ビシユケ	ザグレブ	ブリシュ	ティナ

在サンマリノ日本国大使館	在ジョージア日本国大使館	在スイス日本国大使館	在スウェーデン日本国大使館	在スペイン日本国大使館	在スロバキア日本国大使館	在スロベニア日本国大使館	在セルビア日本国大使館	在タジキスタン日本国大使館	在チェコ日本国大使館	在デンマーク日本国大使館	在ドイツ日本国大使館	在トルクメニスタン日本国大使館	在ルクセンブルク日本国大使館	在バチカン日本国大使館	在ハンガリー日本国大使館	在フィンランド日本国大使館	在フランス日本国大使館	在ブルガリア日本国大使館	在ベラルーシ日本国大使館	在ベルギー日本国大使館	在ポーランド日本国大使館
サンマリノ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ルクセンブルク	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド
サンマリノ	トビリシ	ベルン	ストックホルム	マドリー	ブラチス	リュブリ	ベオグラ	ドゥシヤ	プラハ	コペンハー	ベルリン	アシガバ	オスロ	ブダペス	ヘルシン	パリ	ソフア	ミンスク	ブリュッ	ワルシャ	

中東

在アフガニスタン日本国大使館	在アラブ首長国連邦日本国大使館	在イラン日本国大使館	在イスラエル日本国大使館	在イラク日本国大使館	在イラン日本国大使館	在オマーン日本国大使館	在カタール日本国大使館	在クウェート日本国大使館	在サウジアラビア日本国大使館	在ボスニア・ヘルツゴビナ日本国大使館	在トルクトガル日本国大使館	在マルタ日本国大使館	在モナコ日本国大使館	在モルドバ日本国大使館	在モンテネグロ日本国大使館	在ラトビア日本国大使館	在リトアニア日本国大使館	在リヒテンシュタイン日本国大使館	在ルーマニア日本国大使館	在ルクセンブルク日本国大使館	在ロシア日本国大使館
アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イラン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	ボスニア・ヘルツゴビナ	トルクトガル	マルタ	モナコ	モルドバ	モンテネグロ	ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア
カブル	ドバイ	テヘラン	テルアビ	バグダッ	テヘラン	マスカッ	ドーハ	クウェエー	リヤド	サラエボ	リスボン	バレッタ	モナコ	キシニョ	ポドゴリ	リガ	ビリニユ	ファデー	ブカレス	ブルクセン	モスクワ

在シリア日本国大使館	シリア	ダマスカス
在トルコ日本国大使館	トルコ	アンカラ
在バーレーン日本国大使館	バーレーン	マナーマ
在ヨルダン日本国大使館	ヨルダン	アンマン
在レバノン日本国大使館	レバノン	ベイルート
在アルジェリア日本国大使館	アルジェリア	アルジェ
在アンゴラ日本国大使館	アンゴラ	ルアンダ
在ウガンダ日本国大使館	ウガンダ	カンパラ
在エジプト日本国大使館	エジプト	カイロ
在エスワティニ日本国大使館	エスワティニ	ムババネ
在エチオピア日本国大使館	エチオピア	アディスアベバ
在エリトリア日本国大使館	エリトリア	アスマラ
在ガーナ日本国大使館	ガーナ	アクラ
在カーボベルデ日本国大使館	カーボベルデ	プライア
在ガボン日本国大使館	ガボン	リブールビル
在カメルーン日本国大使館	カメルーン	ヤウンデ
在ガンビア日本国大使館	ガンビア	バンジュール
在ギニア日本国大使館	ギニア	コナクリ
在ギニアビサウ日本国大使館	ギニアビサウ	ビサウ
在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ
在コートジボワール日本国大使館	コートジボワール	アビジャン
在コモロ日本国大使館	コモロ	モロニ
在コンゴ共和国日本国大使館	コンゴ共和国	ブラザビ

在コンゴ民主共和国大使館	コンゴ民主共和国	キンシャサ
在サントメ・プリンシペ大使館	サントメ・プリンシペ	サントメ
在ザンビア日本国大使館	ザンビア	ルサカ
在シエラレオネ日本国大使館	シエラレオネ	フリータウン
在ジブチ日本国大使館	ジブチ	ジブチ
在ジンバブエ日本国大使館	ジンバブエ	ハラレ
在スーダン日本国大使館	スーダン	ハルツーム
在セーシェル日本国大使館	セーシェル	ビクトリア
在赤道ギニア日本国大使館	赤道ギニア	マラボ
在セネガル日本国大使館	セネガル	ダカール
在ソマリア日本国大使館	ソマリア	モガディシオ
在タンザニア日本国大使館	タンザニア	ダルエスサラーム
在チャド日本国大使館	チャド	ウンジャメナ
在中央アフリカ日本国大使館	中央アフリカ	バンギ
在チュニジア日本国大使館	チュニジア	チュニス
在トーゴ日本国大使館	トーゴ	ロメ
在ナイジェリア日本国大使館	ナイジェリア	アブジャ
在ナミビア日本国大使館	ナミビア	ウィントフック
在ニジェール日本国大使館	ニジェール	ニアメ
在ブルキナファソ日本国大使館	ブルキナファソ	ワガドゥ
在ブルンジ日本国大使館	ブルンジ	ブジュンバ
在ベナン日本国大使館	ベナン	コトヌ
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ	ハボロー

地域	名称	位置	
		国名	地名
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル	アンタナリボ	マダガスカル
在マラウイ日本国大使館	マラウイ	リロンゲ	マラウイ
在マリ日本国大使館	マリ	バマコ	マリ
在南アフリカ共和国大使館	南アフリカ共和国	プレトリア	南アフリカ共和国
在南スーダン日本国大使館	南スーダン	ジュバ	南スーダン
在モーリシャス日本国大使館	モーリシャス	ポートルイス	モーリシャス
在モリタニア日本国大使館	モリタニア	ヌアアクシ	モリタニア
在モザンビーク日本国大使館	モザンビーク	マプト	モザンビーク
在モロッコ日本国大使館	モロッコ	ラバト	モロッコ
在リビア日本国大使館	リビア	トリポリ	リビア
在リベリア日本国大使館	リベリア	モンロビ	リベリア
在ルワンダ日本国大使館	ルワンダ	キガリ	ルワンダ
在レソト日本国大使館	レソト	マセル	レソト

地域	名称	位置	
		国名	地名
在広州日本国総領事館	広州	中華人民共和国	広州
在上海日本国総領事館	上海	中華人民共和国	上海
在重慶日本国総領事館	重慶	中華人民共和国	重慶
在瀋陽日本国総領事館	瀋陽	中華人民共和国	瀋陽
在青島日本国総領事館	青島	中華人民共和国	青島
在香港日本国総領事館	香港	中華人民共和国	香港
在カラチ日本国総領事館	カラチ	パキスタン	カラチ
在セブ日本国総領事館	セブ	フィリピン	セブ
在ダバオ日本国総領事館	ダバオ	フィリピン	ダバオ
在ダナン日本国総領事館	ダナン	ベトナム	ダナン
在ホーチミン日本国総領事館	ホーチミン	ベトナム	ホーチミン
在ペナン日本国総領事館	ペナン	マレーシア	ペナン
在シドニー日本国総領事館	シドニー	オーストラリア	シドニー
在パース日本国総領事館	パース	オーストラリア	パース
在ブリスベン日本国総領事館	ブリスベン	オーストラリア	ブリスベン
在メルボルン日本国総領事館	メルボルン	オーストラリア	メルボルン
在オークランド日本国総領事館	オークランド	ニュージーランド	オークランド
在アトランタ日本国総領事館	アトランタ	アメリカ合衆国	アトランタ
在サンフランシスコ日本国総領事館	サンフランシスコ	アメリカ合衆国	サンフランシスコ
在シアトル日本国総領事館	シアトル	アメリカ合衆国	シアトル
在シカゴ日本国総領事館	シカゴ	アメリカ合衆国	シカゴ
在デトロイト日本国総領事館	デトロイト	アメリカ合衆国	デトロイト
在デンバー日本国総領事館	デンバー	アメリカ合衆国	デンバー



スラ オ	ゴモ ルン	ブデモ イル	マンミ ヤ	シレマ ア	ナベ ムト	ネブ イル
0000,760	0000,060	0000,560	0000,660	0000,550	0000,750	0000,850
0000,560	0000,850	0000,360	0000,460	0000,050	0000,250	0000,650
0017,060	0060,550	0042,950	0047,060	0054,640	0026,840	0011,250
0025,850	0073,350	0032,750	0076,850	0095,440	0097,640	0030,050
0042,550	0038,050	0012,450	0065,550	0018,140	0030,440	0009,640
0077,940	0016,640	0091,940	0093,050	0061,730	0044,930	0096,140
0003,440	0093,240	0071,440	0022,540	0025,230	0058,430	0084,630
0038,830	0061,830	0041,930	0040,040	0078,720	0062,030	0072,130
0054,430	0087,430	0021,530	0009,530	0051,420	0085,620	0001,720
0062,230	0090,330	0011,330	0038,330	0003,220	0057,420	0010,520
0070,030	0004,130	0001,130	0067,130	0044,020	0019,220	0039,220
0098,720	0027,920	0001,920	0007,920	0085,810	0080,120	0058,020

ルナ ウ	ガト ン	ルツ バ	モン ンロ	アサ モ	クク ツ	バキ スリ	州洋大 アラ スト
00,550	0000,760	0000,550	0000,270	0000,460	0000,850	0000,550	0000,850
00,350	0000,560	0000,350	0000,070	0000,260	0000,650	0000,350	0000,250
16,940	0014,160	0016,940	0083,660	0019,750	0066,250	0016,940	0057,840
37,740	0023,950	0037,740	0023,460	0008,550	0065,050	0037,740	0008,640
09,440	0071,650	0009,440	0042,160	0026,250	0004,740	0009,440	0088,340
91,040	0039,050	0091,040	0001,650	0033,740	0031,240	0091,040	0000,930
84,530	0096,540	0084,530	0069,050	0040,240	0068,630	0084,530	0031,430
77,030	0054,040	0077,030	0038,540	0057,630	0006,130	0077,030	0052,920
00,720	0052,630	0000,720	0027,140	0015,230	0083,720	0000,720	0053,520
11,520	0061,430	0011,520	0066,930	0004,030	0082,520	0011,520	0004,320
32,320	0060,230	0032,320	0016,730	0082,820	0071,320	0032,320	0054,120
53,120	0079,920	0053,120	0055,530	0071,620	0070,120	0053,120	0005,910

ルシマ ヤ	ジフ イ	オパ ラ	アギ ニ	ユニ ア	アバ ツ	ドラ ジュ ニ	エニ ウ
0000,670	0000,550	0000,560	0000,970	0000,260	0000,850	0000,850	0000,850
0000,370	0000,350	0000,360	0000,770	0000,060	0000,650	0000,650	0000,650
0048,860	0016,940	0066,850	0062,370	0058,550	0066,250	0066,250	0066,250
0044,660	0037,740	0004,650	0090,170	0007,350	0065,050	0065,050	0065,050
0058,260	0009,440	0000,350	0048,760	0074,050	0004,740	0004,740	0004,740
0078,650	0091,040	0033,740	0014,260	0080,540	0031,240	0031,240	0031,240
0098,050	0084,530	0066,140	0089,650	0007,930	0068,630	0068,630	0068,630
0009,440	0077,030	0000,630	0065,150	0013,430	0006,130	0006,130	0006,130
0021,040	0000,720	0064,130	0022,740	0000,030	0083,720	0083,720	0083,720
0027,730	0011,520	0002,920	0050,540	0058,720	0082,520	0082,520	0082,520
0033,530	0032,320	0039,620	0088,240	0096,520	0071,320	0071,320	0071,320
0049,230	0053,120	0076,420	0017,040	0045,320	0070,120	0070,120	0070,120

サエ ル	ルアエ ドク	イグウ アル	ダブ バ	アバ ア	グテ ア	米南中 チゼ ア ンル	ダカ ナ	米北 国合 衆カ メ	シロミ アネ ク
0,360	0000,860	0000,560	0000,260	0000,560	0000,560	0000,360	0000,090	0000,560	
0,160	0000,660	0000,260	0000,060	0000,360	0000,360	0000,750	0000,760	0000,260	
9,750	0045,160	0033,850	0063,650	0093,850	0093,850	0018,250	0059,260	0066,850	
9,550	0082,950	0099,550	0013,450	0050,650	0050,650	0007,050	0034,060	0025,650	
1,350	0088,550	0094,250	0032,150	0055,250	0055,250	0035,740	0066,650	0003,350	
3,840	0032,050	0066,640	0090,640	0017,640	0017,640	0052,240	0063,050	0039,740	
5,340	0085,440	0038,040	0059,040	0078,040	0078,040	0079,630	0070,440	0065,240	
7,830	0029,830	0000,530	0028,530	0030,530	0030,530	0096,130	0077,730	0002,730	
8,430	0004,430	0033,030	0017,130	0063,030	0063,030	0064,720	0037,230	0009,230	
9,230	0041,230	0000,820	0056,920	0030,820	0030,820	0053,520	0022,030	0067,030	
0,130	0088,920	0066,520	0006,720	0096,520	0096,520	0042,320	0007,720	0016,820	
1,920	0026,720	0033,320	0055,520	0063,320	0063,320	0031,120	0081,520	0074,620	

カマジ イヤ	アンコ ビロ	カタコ リス	ナグ ダレ	ラテグ マア	バユキ 	アガイ ナイ	ルバ ド
0000,160	0000,260	0000,260	0000,260	0000,170	0000,570	0000,260	0000
0000,950	0000,060	0000,060	0000,060	0000,960	0000,370	0000,060	0000
0094,550	0020,750	0064,650	0063,650	0039,460	0091,960	0063,650	0000
0084,350	0051,550	0082,450	0013,450	0096,260	0020,760	0013,450	0008
0074,050	0043,250	0020,150	0032,150	0033,950	0077,360	0032,150	0000
0054,540	0066,740	0075,540	0090,640	0047,350	0053,850	0090,640	0000
0034,040	0089,240	0021,040	0059,040	0051,840	0039,250	0059,040	0000
0024,530	0003,830	0086,430	0028,530	0065,240	0015,740	0028,530	0000
0004,130	0065,430	0023,030	0017,130	0080,830	0081,340	0017,130	0006
0093,920	0096,230	0041,820	0056,920	0048,530	0010,140	0056,920	0004
0093,720	0028,030	0069,520	0006,720	0016,330	0048,830	0006,720	0002
0083,520	0059,820	0097,320	0055,520	0073,130	0086,630	0055,520	0000

国共ニド 和カミ	ニド カミ	チ リ	シトセ アルン	ントセ ン	トセ ン	ピネ 	アフ トリ スク ン	ナス ムリ
0000,360	0000,260	0000,060	0000,260	0000,260	0000,260	0000,260	0000,260	0000,260
0000,160	0000,060	0000,850	0000,060	0000,060	0000,060	0000,060	0000,060	0000,060
0006,750	0063,650	0008,350	0063,650	0063,650	0063,650	0063,650	0063,650	0063,650
0096,550	0013,450	0056,150	0013,450	0013,450	0013,450	0013,450	0013,450	0013,450
0048,250	0032,150	0024,840	0032,150	0032,150	0032,150	0032,150	0032,150	0032,150
0080,840	0090,640	0040,340	0090,640	0090,640	0090,640	0090,640	0090,640	0090,640
0023,340	0059,040	0066,730	0059,040	0059,040	0059,040	0059,040	0059,040	0059,040
0075,830	0028,530	0082,230	0028,530	0028,530	0028,530	0028,530	0028,530	0028,530
0067,430	0017,130	0089,720	0017,130	0017,130	0017,130	0017,130	0017,130	0017,130
0068,230	0056,920	0028,520	0056,920	0056,920	0056,920	0056,920	0056,920	0056,920
0059,030	0006,720	0076,320	0006,720	0006,720	0006,720	0006,720	0006,720	0006,720
0050,920	0055,520	0025,120	0055,520	0055,520	0055,520	0055,520	0055,520	0055,520

ジブ ル	スババ ドル	イグバ アラ	マバ ハ	マバ ナ	チハ イ	アラ ニ グカ	ゴト ド バ 	ダ ニ トリ
00950	0000,470	0000,650	0000,160	0000,750	0000,580	0000,660	0000,260	0000,260
00750	0000,270	0000,550	0000,950	0000,550	0000,280	0000,460	0000,060	0000,060
54350	0051,760	0006,150	0094,550	0063,150	0035,870	0082,160	0063,650	0063,650
24150	0066,460	0008,940	0084,350	0014,940	0003,670	0005,950	0013,450	0013,450
73840	0049,060	0011,740	0074,050	0084,640	0079,270	0048,650	0032,150	0032,150
82340	0027,450	0036,240	0054,540	0006,140	0024,760	0004,250	0090,640	0090,640
02830	0015,840	0051,830	0034,040	0027,630	0078,160	0069,740	0059,040	0059,040
11330	0092,240	0076,330	0024,530	0048,130	0023,650	0025,340	0028,530	0028,530
40920	0023,730	0080,030	0004,130	0049,720	0078,150	0079,930	0017,130	0017,130
10720	0038,430	0092,820	0093,920	0099,520	0056,940	0002,830	0056,920	0056,920
79420	0053,230	0094,620	0093,720	0040,420	0034,740	0024,630	0006,720	0006,720
49220	0068,920	0007,420	0083,520	0090,220	0012,540	0056,430	0055,520	0055,520

州 ス ア ド ライ	シメ コ キ	ラジホ ス ユン	ビボ ア リ	ル ペ 	ズリ ベ 	ラズ ベ エ ネ
0000,360	0000,750	0000,760	0000,170	0000,460	0000,560	0000,831,000
0000,060	0000,550	0000,560	0000,960	0000,260	0000,360	0000,431,000
0084,650	0077,150	0003,260	0009,560	0034,850	0080,950	0083,521,000
0022,450	0008,940	0074,060	0089,360	0092,650	0019,650	0069,021,000
0038,050	0048,640	0027,750	0001,160	0080,350	0076,350	0043,411,000
0081,540	0009,140	0041,350	0003,650	0047,740	0062,840	0003,301,000
0035,930	0069,630	0065,840	0005,150	0004,240	0058,240	0062,29000
0098,330	0030,230	0089,340	0007,640	0060,730	0054,730	0032,18000
0073,920	0080,820	0023,040	0068,240	0087,230	0021,330	0004,27000
0011,720	0001,620	0084,830	0049,040	0046,030	0069,030	0089,76000
0058,420	0031,420	0056,630	0020,930	0015,820	0097,820	0075,36000
0095,220	0061,220	0028,430	0001,730	0073,620	0036,620	0051,95000

ンスタキズ	ナラウイク	リアタ	ドラン	アメア ニル	アバア ニル	ンジイル ヤ	ルア バゼ	ンルア ドライ
00,550	000,750	000,460	000,260	000,750	000,950	000,250	000,06	000,06
00,350	000,550	000,850	000,950	000,550	000,750	000,050	000,85	000,85
61,050	022,250	038,350	093,550	008,150	093,350	043,740	018,35	018,35
14,840	063,050	076,150	071,350	079,940	074,150	085,540	066,15	066,15
08,540	075,740	044,840	058,940	022,740	085,840	049,240	034,84	034,84
44,140	039,240	060,340	013,440	036,240	087,340	045,830	050,34	050,34
80,730	092,830	086,730	077,830	050,830	089,830	041,430	076,73	076,73
27,230	056,330	003,230	032,330	064,330	071,430	057,920	092,23	092,23
42,920	039,920	099,720	008,820	097,920	033,030	032,620	089,72	089,72
94,720	070,820	048,520	095,620	069,720	014,820	074,420	038,52	038,52
57,520	022,620	086,320	073,420	021,620	094,620	017,220	086,32	086,32
10,420	063,420	035,120	061,220	092,420	075,420	059,020	035,12	035,12

シギヤリ	ロスブ	ニケ北 アドマ	タフカ ンスザ	ンオラ ダラ	リスオ アト	アトエ ニス	英国
150	000,350	000,740	000,060	000,160	000,270	000,150	000,5700
940	000,150	000,540	000,850	000,950	000,560	000,940	000,3600
640	005,740	084,240	032,550	032,550	006,060	051,640	056,8500
440	006,540	049,040	034,350	020,350	081,850	003,440	003,6500
140	057,240	036,830	037,050	007,940	045,450	045,140	097,2500
630	000,830	087,430	022,640	081,440	084,840	029,630	029,6400
230	052,330	039,030	017,140	066,830	024,240	013,230	060,1400
720	005,820	090,720	012,730	041,330	063,630	096,720	091,5300
320	007,420	010,420	006,330	027,820	015,130	000,420	005,0300
220	008,220	074,220	008,130	015,620	090,920	051,220	051,8200
020	009,020	039,020	000,030	003,420	066,620	013,020	018,5200
810	000,910	093,910	002,820	090,220	042,420	064,810	064,3200

デウス ント	ススイ	ジョジ ア	ノマサン リン	ボソソ	アアク チロ	ギシル
000,160	000,580	000,050	000,060	000,150	000,250	000,350000
000,950	000,280	000,840	000,850	000,050	000,050	000,250000
008,7450	043,670	057,540	038,350	061,740	048,640	002,940040
008,5250	082,370	002,440	076,150	065,540	069,440	076,740002
000,3940	007,860	088,140	044,840	051,340	051,240	083,540034
002,8340	070,160	000,830	060,340	031,930	074,730	065,140038
004,3830	044,350	031,430	086,730	011,530	097,230	047,730032
007,8230	008,540	052,030	003,230	001,130	001,820	029,330026
008,4820	007,930	051,720	099,720	088,720	063,420	068,030049
009,2620	046,630	006,520	048,520	082,620	084,220	043,920001
000,1420	095,330	050,420	086,320	076,420	016,020	018,720062
001,9120	045,030	005,220	035,120	070,320	047,810	082,620024

ツド イ	クマデ ン	コチ エ	タキタ ンスジ	ビセル アル	アベス ニロ	アバス キロ	イス ンベ
00,960	000,070	000,950	000,460	000,550	000,350	000,550	000,65
00,850	000,760	000,750	000,360	000,350	000,150	000,350	000,45
34,450	019,260	010,350	039,950	020,050	057,740	015,940	038,05
52,250	004,060	098,050	073,850	011,840	048,540	035,740	097,84
89,840	026,650	017,740	030,650	052,540	089,240	065,440	047,54
45,340	033,050	014,240	041,250	084,040	002,830	016,930	066,04
01,830	040,440	011,730	052,840	017,530	034,330	066,430	085,53
66,230	057,730	018,130	063,440	049,030	056,820	017,920	005,03
03,820	017,230	075,720	042,140	021,720	038,420	057,520	034,62
21,620	002,030	054,520	086,930	012,520	029,220	077,320	004,42
59,320	086,720	033,320	031,830	003,320	010,120	097,120	063,22
77,120	071,520	012,120	075,630	004,120	001,910	018,910	033,02

アガブリル	ンフスラ	ンンフドライ	リガハン	カンチ	エウノル	タニクトル
0000,250	0000,070	0000,560	0000,050	0000,060	0000,860	0000,780
0000,050	0000,950	0000,360	0000,840	0000,850	0000,560	0000,580
0041,740	0093,550	0085,850	0033,540	0038,350	0001,160	0083,080
0052,540	0071,350	0032,650	0015,340	0076,150	0066,850	0048,770
0024,240	0058,940	0027,250	0097,040	0044,840	0099,450	0040,470
0017,730	0013,440	0068,640	0062,630	0060,340	0088,840	0007,760
0000,330	0077,830	0000,140	0037,130	0086,730	0077,240	0063,160
0082,820	0032,330	0051,530	0002,720	0003,230	0066,630	0030,550
0015,420	0008,820	0064,030	0075,320	0099,720	0077,130	0069,940
0036,220	0095,620	0021,820	0067,120	0048,520	0033,920	0024,740
0047,020	0073,420	0077,520	0049,910	0086,320	0088,620	0098,440
0068,810	0061,220	0034,320	0031,810	0035,120	0044,420	0053,240

ドモバル	コモナ	タマル	ルトポガル	ナゴツヘアニボス	ドラポソ	ギベル	シルベラ
0,850	0000,260	0000,060	0000,550	0000,940	0000,940	0000,360	0000,850
0,650	0000,950	0000,850	0000,350	0000,840	0000,740	0000,060	0000,650
5,250	0093,550	0038,350	0096,940	0039,440	0002,440	0063,650	0062,350
6,050	0071,350	0076,150	0007,740	0092,340	0034,240	0011,450	0075,150
8,740	0058,940	0044,840	0027,440	0038,040	0087,930	0037,050	0030,940
1,340	0013,440	0060,340	0057,930	0047,630	0063,530	0090,540	0097,440
4,830	0077,830	0086,730	0087,430	0056,230	0049,030	0054,930	0065,040
7,330	0032,330	0003,230	0018,920	0065,820	0025,620	0028,330	0023,630
0,030	0008,820	0099,720	0048,520	0082,520	0089,220	0013,920	0039,230
1,820	0095,620	0048,520	0058,320	0046,320	0022,120	0050,720	0042,130
2,620	0073,420	0086,320	0068,120	0010,220	0054,910	0008,420	0045,920
4,420	0061,220	0035,120	0088,910	0073,020	0086,710	0055,220	0058,720

アロシ	クブセル	アマール	ンタシテリ	アアリ	ビラ	グテモン
0000,570	0000,160	0000,550	0000,580	0000,350	0000,750	0000,550
0000,060	0000,950	0000,350	0000,280	0000,150	0000,550	0000,350
0062,650	0032,550	0085,940	0043,670	0038,740	0050,150	0020,050
0090,450	0020,350	0095,740	0082,370	0019,540	0010,940	0011,840
0048,050	0007,940	0026,440	0007,860	0040,340	0059,540	0052,540
0014,540	0081,440	0066,930	0070,160	0062,830	0048,040	0084,040
0089,930	0066,830	0007,430	0044,350	0084,330	0047,530	0017,530
0065,430	0041,330	0057,920	0008,540	0007,820	0036,030	0049,030
0022,030	0027,820	0087,520	0007,930	0078,420	0055,620	0021,720
0050,820	0015,620	0008,320	0046,630	0069,220	0005,420	0012,520
0088,520	0003,420	0018,120	0095,330	0040,120	0064,220	0003,320
0017,320	0090,220	0038,910	0045,030	0031,910	0024,020	0004,120

ルタカ	ンマオ	ンイラ	クイラ	ルライ	メイ	連長	ブア	東中
00,060	0000,260	0000,170	0000,870	0000,970	0000,690	0000,660	0000,080	
00,850	0000,060	0000,960	0000,670	0000,170	0000,390	0000,360	0000,870	
00,450	0030,650	0017,560	0079,270	0012,660	0095,880	0030,950	0062,470	
29,150	0068,350	0097,360	0090,170	0046,360	0069,580	0066,650	0023,270	
08,840	0026,050	0009,060	0082,860	0097,950	0030,280	0021,350	0004,960	
06,340	0022,540	0080,650	0006,360	0073,350	0074,570	0022,740	0045,460	
04,830	0028,930	0062,150	0029,850	0059,640	0019,860	0023,140	0086,950	
02,330	0024,430	0054,640	0042,450	0035,040	0053,260	0024,530	0028,450	
40,920	0090,030	0095,240	0094,050	0093,530	0011,750	0096,030	0039,050	
69,620	0039,720	0076,040	0026,840	0028,230	0084,450	0033,820	0089,840	
88,420	0077,520	0047,830	0047,640	0052,030	0068,150	0079,520	0040,740	
08,220	0016,320	0028,630	0078,440	0096,720	0042,940	0016,320	0001,540	

ノレ ンバ	ダヨ ンル	ンレバ ー	コト ル	アシ リ	アラジサ ビアウ	トエウク ー
00007700001600001600002500007600007700003600						
00004700009500009500000500005600004700001600						
00959600385500355500917400131600350700867500						
00007600973500833500055400229500038600755500						
00313600470500710500792400806500794600142500						
00766500665400284400578300580500249500417400						
00120500850400749300354300265400783500781400						
00573400055300214300130300930400238400166300						
00958300341300389200396200026300783400932300						
00006300049200967200525200114300561400820300						
00243300637200555200653200202300349300818200						
00480300335200143200781200399200127300706200						

ナガ ー	アトエ リリ	アオエ ピチ	ニテワ イス	プエ トジ	ンウ ダガ	ゴア ラン	カリフア リジ ア エル
0047000007000057000055000046000007000008000056							
0027000086000037000035000085000086000087000036							
8686000346004596005305006545004246004147004595							
1666007126002576002684005625009226003917003575							
1536007985008446002064009794008395002686000545							
4385004635003495008614002054002545001136006494							
7135001384008345005373005204006694000675002444							
1084008924002394001033008453000844008025008393							
7834002783008254004592007613002904007674004353							
0814008563006234001872006792007983007454003333							
4793005443004214007062005872003073006234001313							
7673002323002293004342005952009053006014000392							

トコ ジ	アケ ニ	サアギ ウビニ	アギ ニ	ビガ ン	ンルカ ーメ	ンガ ボ	ルボカ ー
1800000700008700006800008700003800006800008700							
9700008600005700004800005700000800004800005700							
5700034600941700499700941700026700519700941700							
2700712600139600667700139600193700856700139600							
9600798500406600424700406600840700472700406600							
3600463500950600558600950600674600236600950600							
8500138400415500682600415500409500199500415500							
2500892400969400617500969400233500943500969400							
8400278300335400162500335400478400638400335400							
5400856300513400330500513400646400975400513400							
3400544300790400508400790400714400323400790400							
1400232300088300875400088300881400660400088300							

チジ ブ	オラン ネレエ	ビザ ン	ペン シリ	メト サン	和主 国共	ゴ ン	和 国	ロ モ	ル ワ
0000480000470000750000680000490000490000070000									
0000280000270000650000480000190000190000860000									
0017770086860059250051970018680018680071560011									
0063570016660053150085670062480062480083360078									
0048170015360069840047270034080034080007060005									
0079560043850069440023660050470050470032650098									
0001060071350079040019950076760076760067150082									
0032450010840079630094350092160092160092740076									
0035940078340077330063840081650081650017340081									
0081740008140081230097540036350036350039140039									
0038440047930085030032340080150080150041040096									
0094240076730089820066040035840035840053830054									



ドチャ	アザタ ニン	リソ アマ	ガセ ルネ	アギ赤 ニ道	ルシセ エ	ダス ン	エバジ ン
00,380	000,170	000,070	000,870	000,680	000,260	000,480	000,388
00,080	000,960	000,860	000,570	000,480	000,060	000,180	000,088
02,670	095,560	003,460	094,170	051,970	047,650	085,770	006,677
19,370	075,360	071,260	013,960	085,670	088,450	093,570	064,477
84,070	055,060	079,850	040,660	047,270	090,250	021,270	042,177
67,460	005,550	046,350	095,060	023,660	034,740	066,660	088,566
40,950	054,050	013,840	041,550	019,950	077,240	002,160	025,066
23,350	014,540	089,240	096,940	094,350	021,830	057,550	061,555
47,840	073,140	027,830	033,540	063,840	093,430	083,150	078,055
64,640	053,930	085,630	051,340	097,540	035,230	002,940	037,844
71,440	033,730	054,430	079,040	032,340	076,030	010,740	085,644
88,140	023,530	023,230	008,830	066,040	018,820	038,440	044,444

ンブ ジ	ソフキ アナ	ル エ	ジ ニ	ビナ アミ	リジ ナ ア エイ	ゴ ト	ア ニ チ ジュ	リア 中 カ フ 央
960	000,180	000,180	000,360	000,880	000,180	000,050	000,380	000
760	000,970	000,970	000,160	000,580	000,970	000,840	000,080	000
360	009,470	011,570	075,750	041,180	011,570	085,540	002,670	000
160	028,270	078,270	066,550	018,870	078,270	030,440	019,370	000
850	017,960	005,960	008,250	023,570	005,960	027,140	084,070	000
450	025,460	098,360	030,840	015,960	098,360	068,730	067,460	000
940	033,950	082,850	062,340	007,360	082,850	000,430	040,950	000
440	041,450	076,250	094,830	088,750	076,250	051,030	023,350	000
040	099,940	081,840	076,430	032,350	081,840	060,720	047,840	000
830	019,740	039,540	067,230	019,050	039,540	025,520	064,640	000
630	048,540	096,340	058,030	085,840	096,340	079,320	071,440	000
430	067,340	054,140	059,820	062,640	054,140	034,220	088,140	000

ダ ス ン	南 共	和 カ フ 南 ア	マ リ	ウ マ イ	カ ガ マ ル ス ダ	ワ ボ ツ	ン ベ ナ
00,231	000,950	000,280	000,370	000,070	000,060	000,570	000,000
00,821	000,350	000,080	000,170	000,860	000,950	000,370	000,000
80,121	053,050	084,670	080,860	071,560	046,550	013,960	095,000
51,711	026,840	043,470	031,660	083,360	039,350	003,760	086,000
72,111	020,640	031,170	012,360	007,060	073,150	082,460	028,000
64,101	086,140	087,560	043,850	032,650	011,740	052,950	050,000
005,619	053,730	034,060	074,350	067,150	058,240	022,450	082,000
005,818	010,330	090,550	006,840	092,740	085,830	091,940	015,000
000,470	045,920	018,050	007,440	017,340	071,530	061,540	096,000
008,070	018,720	076,840	067,240	039,140	074,330	051,340	097,000
005,166	070,620	035,640	018,040	041,040	067,130	041,140	088,000
003,226	043,420	093,440	068,830	053,830	060,030	031,930	079,000

ン ル ダ ワ	リ リ ア ベ	ア リ ビ	コ ロ モ ツ	ク ビ ン モ ザ	ニ リ モ ア タ	ス シ リ モ
000,960	000,470	000,911	000,550	000,170	000,280	000,260
000,760	000,270	000,511	000,350	000,960	000,080	000,060
095,360	086,860	052,801	046,940	087,560	064,670	075,650
086,160	016,660	025,401	077,740	059,360	023,470	017,450
028,850	015,360	039,890	089,440	022,160	021,170	039,150
050,450	043,850	006,980	023,040	076,650	077,560	003,740
082,940	071,350	082,080	066,530	021,250	024,060	076,240
015,440	010,840	059,070	010,130	075,740	080,550	040,830
096,040	078,340	094,360	082,720	029,340	008,050	033,430
097,830	008,140	067,950	024,520	001,240	066,840	084,230
088,630	047,930	030,650	055,320	082,040	025,640	026,030
079,430	076,730	003,250	096,120	064,830	093,440	077,820

アジア					地域	二	総領事館	
ヤバラス	イバンム	ル   ルガンベ	イナンエチ	タカルコ	所在地			
0 ' 0 7 4	0 0 ' 0 6 6	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 2 6	0 0 ' 0 1 6	円	号別	トレン	
9 ' 7 4 4	0 0 ' 1 2 6	0 5 ' 2 9 5	0 8 ' 8 0 6	0 8 ' 8 9 5	円		号 1	0 0 0 0, 5 5
3 ' 4 2 4	0 0 ' 9 8 5	0 4 ' 2 6 5	0 7 ' 7 7 5	0 2 ' 8 6 5	円		号 2	0 0 0 0, 3 5
9 ' 4 8 3	0 8 ' 5 3 5	0 1 ' 2 1 5	0 7 ' 5 2 5	0 3 ' 7 1 5	円		号 3	0 0 5 3, 0 5
5 ' 5 4 3	0 6 ' 2 8 4	0 8 ' 1 6 4	0 7 ' 3 7 4	0 4 ' 6 6 4	円		号 4	0 0 2 6, 8 4
2 ' 6 0 3	0 4 ' 9 2 4	0 6 ' 1 1 4	0 8 ' 1 2 4	0 5 ' 5 1 4	円		号 5	0 0 2 0, 6 4
7 ' 4 7 2	0 8 ' 6 8 3	0 4 ' 1 7 3	0 2 ' 0 8 3	0 7 ' 4 7 3	円		号 6	0 0 8 6, 1 4
9 ' 8 5 2	0 5 ' 5 6 3	0 3 ' 1 5 3	0 4 ' 9 5 3	0 4 ' 4 5 3	円		号 7	0 0 5 3, 7 3
2 ' 3 4 2	0 2 ' 4 4 3	0 2 ' 1 3 3	0 6 ' 8 3 3	0 0 ' 4 3 3	円		号 8	0 0 1 0, 3 3
5 ' 7 2 2	0 9 ' 2 2 3	0 1 ' 1 1 3	0 9 ' 7 1 3	0 7 ' 3 1 3	円	号 9	0 0 4 5, 9 2	
							0 0 1 8, 7 2	
							0 0 7 0, 6 2	
							0 0 4 3, 4 2	

海上	州広	山釜	州済	イマンエチ	ンダメ	ル   サパンデ
5 6	0 0 ' 0 9 5	0 0 ' 0 3 5	0 0 ' 0 6 5	0 0 ' 0 1 5	0 0 ' 0 6 4	0 0 ' 0 4 4
0 6	0 0 ' 3 5 5	0 3 ' 3 9 4	0 3 ' 4 2 5	0 6 ' 0 9 4	0 3 ' 2 5 4	0 9 ' 5 2 4
6 5	0 4 ' 8 1 5	0 5 ' 2 6 4	0 5 ' 1 9 4	0 9 ' 9 5 4	0 4 ' 8 2 4	0 8 ' 1 0 4
0 5	0 8 ' 0 6 4	0 1 ' 1 1 4	0 9 ' 6 3 4	0 8 ' 8 0 4	0 6 ' 8 8 3	0 6 ' 1 6 3
4 4	0 2 ' 3 0 4	0 7 ' 9 5 3	0 3 ' 2 8 3	0 7 ' 7 5 3	0 8 ' 8 4 3	0 4 ' 1 2 3
7 3	0 6 ' 5 4 3	0 3 ' 8 0 3	0 7 ' 7 2 3	0 6 ' 6 0 3	0 0 ' 9 0 3	0 2 ' 1 8 2
2 3	0 5 ' 9 9 2	0 2 ' 7 6 2	0 0 ' 4 8 2	0 7 ' 5 6 2	0 1 ' 7 7 2	0 0 ' 9 4 2
0 3	0 5 ' 6 7 2	0 7 ' 6 4 2	0 1 ' 2 6 2	0 3 ' 5 4 2	0 2 ' 1 6 2	0 0 ' 3 3 2
7 2	0 4 ' 3 5 2	0 1 ' 6 2 2	0 3 ' 0 4 2	0 8 ' 4 2 2	0 2 ' 5 4 2	0 9 ' 6 1 2
5 2	0 4 ' 0 3 2	0 6 ' 5 0 2	0 5 ' 8 1 2	0 4 ' 4 0 2	0 3 ' 9 2 2	0 8 ' 0 0 2

ブセ	チラカ	港香	島青	陽藩	慶重
0 ' 0 6 4	0 0 ' 0 6 6	0 0 ' 0 6 7	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 5 5	0 0 ' 0 5 5
6 ' 4 4 4	0 3 ' 0 3 6	0 1 ' 2 0 7	0 0 ' 8 0 5	0 0 ' 0 1 5	0 4 ' 9 0 5
1 ' 9 1 4	0 3 ' 5 0 6	0 2 ' 8 5 6	0 2 ' 6 7 4	0 3 ' 9 7 4	0 8 ' 8 7 4
6 ' 6 7 3	0 6 ' 3 6 5	0 1 ' 5 8 5	0 3 ' 3 2 4	0 3 ' 8 2 4	0 8 ' 7 2 4
1 ' 4 3 3	0 9 ' 1 2 5	0 0 ' 2 1 5	0 4 ' 0 7 3	0 3 ' 7 7 3	0 8 ' 6 7 3
6 ' 1 9 2	0 2 ' 0 8 4	0 8 ' 8 3 4	0 5 ' 7 1 3	0 2 ' 6 2 3	0 9 ' 5 2 3
5 ' 7 5 2	0 8 ' 6 4 4	0 3 ' 0 8 3	0 1 ' 5 7 2	0 4 ' 5 8 2	0 1 ' 5 8 2
5 ' 0 4 2	0 2 ' 0 3 4	0 1 ' 1 5 3	0 0 ' 4 5 2	0 0 ' 5 6 2	0 7 ' 4 6 2
5 ' 3 2 2	0 5 ' 3 1 4	0 8 ' 1 2 3	0 8 ' 2 3 2	0 6 ' 4 4 2	0 3 ' 4 4 2
5 ' 6 0 2	0 8 ' 6 9 3	0 6 ' 2 9 2	0 7 ' 1 1 2	0 2 ' 4 2 2	0 9 ' 3 2 2

州洋大		ンナペ	ンミチ   ホ	ンナダ	オバダ
ス   パ	ニドシ				
0 0 ' 0 8 4	0 0 ' 0 1 5	0 0 ' 0 5 4	0 0 ' 0 1 5	0 0 ' 0 8 4	0 0 ' 0 6 4
0 7 ' 2 6 4	0 2 ' 3 7 4	0 6 ' 2 3 4	0 2 ' 1 8 4	0 9 ' 7 6 4	0 6 ' 4 4 4
0 8 ' 3 3 4	0 6 ' 3 4 4	0 6 ' 5 0 4	0 5 ' 2 5 4	0 3 ' 0 4 4	0 1 ' 9 1 4
0 6 ' 5 8 3	0 3 ' 4 9 3	0 5 ' 0 6 3	0 6 ' 4 0 4	0 4 ' 4 9 3	0 6 ' 6 7 3
0 4 ' 7 3 3	0 0 ' 5 4 3	0 4 ' 5 1 3	0 8 ' 6 5 3	0 5 ' 8 4 3	0 1 ' 4 3 3
0 2 ' 9 8 2	0 7 ' 5 9 2	0 4 ' 0 7 2	0 9 ' 8 0 3	0 6 ' 2 0 3	0 6 ' 1 9 2
0 6 ' 0 5 2	0 3 ' 6 5 2	0 3 ' 4 3 2	0 6 ' 0 7 2	0 8 ' 5 6 2	0 5 ' 7 5 2
0 4 ' 1 3 2	0 6 ' 6 3 2	0 3 ' 6 1 2	0 5 ' 1 5 2	0 5 ' 7 4 2	0 5 ' 0 4 2
0 1 ' 2 1 2	0 9 ' 6 1 2	0 3 ' 8 9 1	0 3 ' 2 3 2	0 1 ' 9 2 2	0 5 ' 3 2 2
0 8 ' 2 9 1	0 2 ' 7 9 1	0 3 ' 0 8 1	0 2 ' 3 1 2	0 8 ' 0 1 2	0 5 ' 6 0 2

米北								
ゴカシ	ルトアシ	コスシン	ラフンサ	タンラトア	ドンラク	オ	ンルボルメ	ンベスリブ
0 5 6	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 6 6	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 3 5	0 0 ' 0 1 5	0 0 ' 0 9 4	0 0 ' 0 9 4
2 0 6	0 4 ' 5 6 5	0 3 ' 7 1 6	0 0 ' 1 7 5	0 0 ' 1 7 5	0 4 ' 2 1 5	0 9 ' 6 7 4	0 8 ' 0 6 4	0 8 ' 0 6 4
4 6 5	0 1 ' 0 3 5	0 7 ' 8 7 5	0 3 ' 5 3 5	0 3 ' 5 3 5	0 4 ' 0 8 4	0 1 ' 7 4 4	0 0 ' 2 3 4	0 0 ' 2 3 4
1 0 5	0 2 ' 1 7 4	0 4 ' 4 1 5	0 8 ' 5 7 4	0 8 ' 5 7 4	0 0 ' 7 2 4	0 4 ' 7 9 3	0 0 ' 4 8 3	0 0 ' 4 8 3
9 3 4	0 3 ' 2 1 4	0 1 ' 0 5 4	0 3 ' 6 1 4	0 3 ' 6 1 4	0 6 ' 3 7 3	0 7 ' 7 4 3	0 0 ' 6 3 3	0 0 ' 6 3 3
6 7 3	0 4 ' 3 5 3	0 8 ' 5 8 3	0 9 ' 6 5 3	0 9 ' 6 5 3	0 3 ' 0 2 3	0 1 ' 8 9 2	0 0 ' 8 8 2	0 0 ' 8 8 2
6 2 3	0 3 ' 6 0 3	0 4 ' 4 3 3	0 3 ' 9 0 3	0 3 ' 9 0 3	0 6 ' 7 7 2	0 3 ' 8 5 2	0 6 ' 9 4 2	0 6 ' 9 4 2
1 0 3	0 7 ' 2 8 2	0 6 ' 8 0 3	0 5 ' 5 8 2	0 5 ' 5 8 2	0 2 ' 6 5 2	0 4 ' 8 3 2	0 4 ' 0 3 2	0 4 ' 0 3 2
6 7 2	0 2 ' 9 5 2	0 9 ' 2 8 2	0 7 ' 1 6 2	0 7 ' 1 6 2	0 9 ' 4 3 2	0 6 ' 8 1 2	0 2 ' 1 1 2	0 2 ' 1 1 2
0 5 2	0 6 ' 5 3 2	0 2 ' 7 5 2	0 9 ' 7 3 2	0 9 ' 7 3 2	0 5 ' 3 1 2	0 7 ' 8 9 1	0 0 ' 2 9 1	0 0 ' 2 9 1

ントス	ユヒ	ヤニツガハ	ク	ヨ	ユニ	ルビユシツナ	バンデ	トイロトデ
0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 4 5	0 0 ' 0 4 7	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 7 5	0 0 ' 0 8 5	0 0 ' 0 0 ' 0 8 5	0 0 ' 0 0 ' 0 8 5	0 0 ' 0 0 ' 0 8 5
0 4 ' 0 7 5	0 2 ' 9 1 5	0 0 ' 2 4 6	0 3 ' 6 6 5	0 0 ' 0 5 5	0 8 ' 1 4 5	0 2 ' 0 2 ' 0 8 ' 1 4 5	0 2 ' 0 2 ' 0 8 ' 1 4 5	0 2 ' 0 2 ' 0 8 ' 1 4 5
0 7 ' 4 3 5	0 8 ' 6 8 4	0 9 ' 1 0 6	0 9 ' 0 3 5	0 6 ' 5 1 5	0 9 ' 7 0 5	0 5 ' 0 5 ' 0 9 ' 7 0 5	0 5 ' 0 5 ' 0 9 ' 7 0 5	0 5 ' 0 5 ' 0 9 ' 7 0 5
0 3 ' 5 7 4	0 7 ' 2 3 4	0 0 ' 5 3 5	0 9 ' 1 7 4	0 3 ' 8 5 4	0 5 ' 1 5 4	0 8 ' 0 8 ' 0 5 ' 1 5 4	0 8 ' 0 8 ' 0 5 ' 1 5 4	0 8 ' 0 8 ' 0 5 ' 1 5 4
0 9 ' 5 1 4	0 6 ' 8 7 3	0 1 ' 8 6 4	0 9 ' 2 1 4	0 0 ' 1 0 4	0 1 ' 5 9 3	0 1 ' 0 1 ' 5 9 3	0 1 ' 0 1 ' 5 9 3	0 1 ' 0 1 ' 5 9 3
0 5 ' 6 5 3	0 5 ' 4 2 3	0 3 ' 1 0 4	0 9 ' 3 5 3	0 7 ' 3 4 3	0 6 ' 8 3 3	0 4 ' 0 4 ' 0 6 ' 8 3 3	0 4 ' 0 4 ' 0 6 ' 8 3 3	0 4 ' 0 4 ' 0 6 ' 8 3 3
0 9 ' 8 0 3	0 3 ' 1 8 2	0 8 ' 7 4 3	0 7 ' 6 0 3	0 9 ' 7 9 2	0 5 ' 3 9 2	0 2 ' 0 2 ' 0 5 ' 3 9 2	0 2 ' 0 2 ' 0 5 ' 3 9 2	0 2 ' 0 2 ' 0 5 ' 3 9 2
0 2 ' 5 8 2	0 6 ' 9 5 2	0 0 ' 1 2 3	0 1 ' 3 8 2	0 0 ' 5 7 2	0 9 ' 0 7 2	0 1 ' 0 1 ' 0 9 ' 0 7 2	0 1 ' 0 1 ' 0 9 ' 0 7 2	0 1 ' 0 1 ' 0 9 ' 0 7 2
0 4 ' 1 6 2	0 0 ' 8 3 2	0 3 ' 4 9 2	0 5 ' 9 5 2	0 1 ' 2 5 2	0 3 ' 8 4 2	0 0 ' 0 0 ' 0 3 ' 8 4 2	0 0 ' 0 0 ' 0 3 ' 8 4 2	0 0 ' 0 0 ' 0 3 ' 8 4 2
0 7 ' 7 3 2	0 4 ' 6 1 2	0 5 ' 7 6 2	0 0 ' 6 3 2	0 2 ' 9 2 2	0 8 ' 5 2 2	0 9 ' 0 9 ' 0 8 ' 5 2 2	0 9 ' 0 9 ' 0 8 ' 5 2 2	0 9 ' 0 9 ' 0 8 ' 5 2 2

クンバ	トンロト	リガルカ	スルゼンサロ	ミアイマ	ルルノホ	ントスポ
' 0 6 5	0 0 ' 0 5 5	0 0 ' 0 0 5	0 0 ' 0 7 6	0 0 ' 0 9 5	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 4 6
' 0 2 5	0 6 ' 4 1 5	0 4 ' 8 8 4	0 3 ' 6 2 6	0 6 ' 3 5 5	0 8 ' 5 6 5	0 1 ' 5 9 5
' 7 8 4	0 4 ' 2 8 4	0 9 ' 7 5 4	0 1 ' 7 8 5	0 0 ' 9 1 5	0 4 ' 0 3 5	0 9 ' 7 5 5
' 3 3 4	0 8 ' 8 2 4	0 0 ' 7 0 4	0 9 ' 1 2 5	0 3 ' 1 6 4	0 5 ' 1 7 4	0 9 ' 5 9 4
' 9 7 3	0 2 ' 5 7 3	0 1 ' 6 5 3	0 7 ' 6 5 4	0 6 ' 3 0 4	0 6 ' 2 1 4	0 9 ' 3 3 4
' 5 2 3	0 6 ' 1 2 3	0 3 ' 5 0 3	0 4 ' 1 9 3	0 0 ' 6 4 3	0 6 ' 3 5 3	0 9 ' 1 7 3
' 1 8 2	0 7 ' 8 7 2	0 6 ' 4 6 2	0 2 ' 9 3 3	0 8 ' 9 9 2	0 5 ' 6 0 3	0 3 ' 2 2 3
' 0 6 2	0 3 ' 7 5 2	0 2 ' 4 4 2	0 1 ' 3 1 3	0 8 ' 6 7 2	0 9 ' 2 8 2	0 5 ' 7 9 2
' 8 3 2	0 8 ' 5 3 2	0 9 ' 3 2 2	0 0 ' 7 8 2	0 7 ' 3 5 2	0 3 ' 9 5 2	0 7 ' 2 7 2
' 6 1 2	0 4 ' 4 1 2	0 5 ' 3 0 2	0 0 ' 1 6 2	0 7 ' 0 3 2	0 8 ' 5 3 2	0 0 ' 8 4 2

米南中								
エフシレ	ロイネヤジデオリ	スウナマ	ロウパンサ	バチリク	ル	オリ	トンモ	バ
0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 0 6	0 0 ' 0 7 5	0 0 ' 0 7 5	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 2 5
0 9 ' 2 0 5	0 5 ' 6 6 5	0 7 ' 2 5 5	0 4 ' 6 3 5	0 8 ' 9 0 5	0 5 ' 1 0 5	0 1 ' 0 5 ' 1 0 5	0 1 ' 0 5 ' 1 0 5	0 1 ' 0 5 ' 1 0 5
0 6 ' 5 7 4	0 3 ' 4 3 5	0 5 ' 4 2 5	0 2 ' 4 0 5	0 7 ' 9 7 4	0 1 ' 0 7 4	0 6 ' 0 1 ' 0 7 4	0 6 ' 0 1 ' 0 7 4	0 6 ' 0 1 ' 0 7 4
0 1 ' 0 3 4	0 7 ' 0 8 4	0 6 ' 7 7 4	0 4 ' 0 5 4	0 4 ' 9 2 4	0 9 ' 7 1 4	0 4 ' 0 9 ' 7 1 4	0 4 ' 0 9 ' 7 1 4	0 4 ' 0 9 ' 7 1 4
0 6 ' 4 8 3	0 1 ' 7 2 4	0 7 ' 0 3 4	0 6 ' 6 9 3	0 1 ' 9 7 3	0 7 ' 5 6 3	0 2 ' 0 7 ' 5 6 3	0 2 ' 0 7 ' 5 6 3	0 2 ' 0 7 ' 5 6 3
0 1 ' 9 3 3	0 5 ' 3 7 3	0 8 ' 3 8 3	0 9 ' 2 4 3	0 9 ' 8 2 3	0 4 ' 3 1 3	0 1 ' 0 4 ' 3 1 3	0 1 ' 0 4 ' 3 1 3	0 1 ' 0 4 ' 3 1 3
0 6 ' 2 0 3	0 6 ' 0 3 3	0 2 ' 6 4 3	0 9 ' 9 9 2	0 7 ' 8 8 2	0 6 ' 1 7 2	0 7 ' 0 6 ' 1 7 2	0 7 ' 0 6 ' 1 7 2	0 7 ' 0 6 ' 1 7 2
0 4 ' 4 8 2	0 1 ' 9 0 3	0 5 ' 7 2 3	0 4 ' 8 7 2	0 6 ' 8 6 2	0 7 ' 0 5 2	0 0 ' 0 7 ' 0 5 2	0 0 ' 0 7 ' 0 5 2	0 0 ' 0 7 ' 0 5 2
0 2 ' 6 6 2	0 7 ' 7 8 2	0 7 ' 8 0 3	0 9 ' 6 5 2	0 5 ' 8 4 2	0 8 ' 9 2 2	0 4 ' 0 8 ' 9 2 2	0 4 ' 0 8 ' 9 2 2	0 4 ' 0 8 ' 9 2 2
0 0 ' 8 4 2	0 3 ' 6 6 2	0 0 ' 0 9 2	0 4 ' 5 3 2	0 4 ' 8 2 2	0 0 ' 9 0 2	0 7 ' 0 0 ' 9 0 2	0 7 ' 0 0 ' 9 0 2	0 7 ' 0 0 ' 9 0 2



号別	手当額	カリ	フ	ア	大(	合	州(	セ	ブ	関	学	育	合	際	(	構	発	力	濟	(	
		バ	ア	イ	北	州	ル	リ	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機
1号	円 760,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
2号	円 738,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
3号	円 716,700	0	4	5	9	6	0	6	3	6	5	0	0	9	3	5	5	0	0	9	3
4号	円 694,700	0	0	2	5	7	6	0	1	1	4	5	0	0	7	1	3	5	0	0	7
5号	円 672,700	0	0	8	4	4	6	0	0	3	7	0	5	0	0	5	8	9	4	0	0
		0	0	3	4	9	5	0	0	9	0	5	4	0	0	1	3	4	4	0	0
		0	0	8	3	4	5	0	0	5	4	9	3	0	0	7	7	8	3	0	0
		0	0	2	3	9	4	0	0	2	8	3	3	0	0	3	2	3	3	0	0
		0	0	8	2	5	4	0	0	1	3	9	2	0	0	0	8	8	2	0	0
		0	0	6	2	3	4	0	0	5	0	7	2	0	0	9	5	6	2	0	0
		0	0	4	2	1	4	0	0	0	8	4	2	0	0	7	3	4	2	0	0
		0	0	2	2	9	3	0	0	5	5	2	2	0	0	6	1	2	2	0	0

号	円	円	円
6号	円	650,700	円
7号	円	628,700	円
8号	円	606,700	円
9号	円	584,700	円
10号	円	562,700	円
11号	円	540,700	円
12号	円	518,700	円
13号	円	496,700	円
14号	円	474,700	円
15号	円	452,700	円
16号	円	430,700	円
17号	円	408,700	円
18号	円	386,700	円
19号	円	364,700	円
20号	円	342,700	円
21号	円	320,700	円
22号	円	298,700	円
23号	円	276,700	円
24号	円	254,700	円
25号	円	232,700	円
26号	円	210,700	円
27号	円	188,700	円
28号	円	166,700	円
29号	円	144,700	円
30号	円	122,700	円